

自筆証書遺言制度と相続税改正の行方

大貫利一税理士事務所
税理士 大貫 利一

遺言には

2

普通方式

◎公正証書遺言

◎自筆証書遺言

◎秘密証書遺言

⇒⇒⇒

・法務局保管

・自宅保管→→→家庭裁判所の検認

家庭裁判所の確認

+家庭裁判所の検認

特別方式

◎危急時遺言

◎隔絶地遺言

一般的な遺言書の比較

3

	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		新制度	旧制度
作成方法	公正人役場で作成	遺言に添付する財産目録は自筆でなくともOK	全文自筆
押印	実印	認印OK 財産目録にも押印	認印OK
証人	2人要	不要	不要
検認手続	不要	不要	要
費用	公正人手数料がかかる	保管手数料3,900円	0円
デメリット	費用がかかる	遺言書を撤回する場合、破棄する等しなければ有効となってしまう	隠匿、変造、破棄が行われる場合などある

令和2年7月1日からの自筆証書遺言とその保管制度

4

要件緩和

自筆でない財産目録を添付するだけでOK

財産目録には署名、押印が必要

契印も不要

※一つの遺言書として、編綴として契印する事をおすすめします。

保管制度 ⇒ 家庭裁判所の検認不要

5

< 生前 >

- 【必要書類】
- ・遺言書
 - ・申請書
 - ・住民票
 - ・マイナンバーカード等

遺言者
(本人のみ)

保管申請
(1通¥3,900)

保管証

法務局

- ・画像処理
- ・原本保管

遺言者の住所地等の
一定の法務局

< 相続発生後 >

法務局

相続人

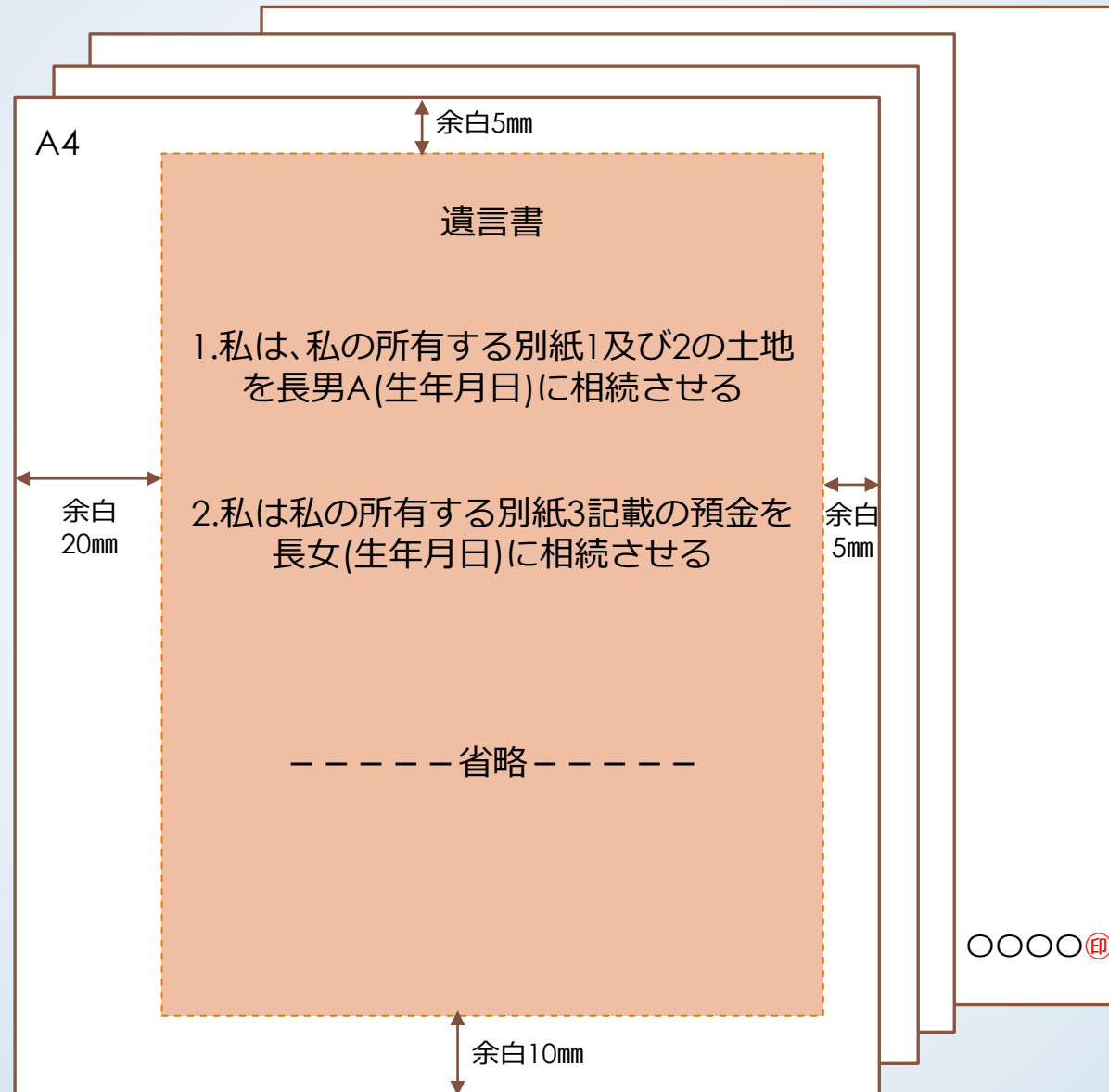
問合せ

- ①遺言書保管の有無
- ②遺言書情報の証明書交付
- ③遺言書閲覧請求等

法定相続情報一覧図(住所)等が必要となる

申請に係る遺言書の様式

6



令和3年度税制改正大綱によって、贈与税の見直し予告がなされていた。

相続税・贈与税のあり方に問題

「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」



相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点で、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

現行贈与税の制度

8

暦年課税制度

- ①1/1~12/31までの年間110万円まで基礎控除あり
- ②最高税率55%(特例贈与:4,500万円超、一般贈与:3,000万円超)
- ③相続開始前3年以内の贈与税は相続財産に加算される

相続時精算課税制度

- ①平成15年からスタートした制度で原則60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の子又は孫に対する贈与
- ②当該制度は、全期間通じて2,500万円の特別控除があり、2,500万円超について20%の贈与税の課税がある
- ③当該制度を適用した贈与は、全て相続財産の加算対象となる
※110万円以下でも申告は必ず行う

贈与税の考え方

9

贈与税とは、財産が移転した事により課される税金であり、相続税の一部補完的な性質がある。高齢者より若年者世代への財産の移転を促進する為に、相続時精算課税制度が創設されたが、贈与者と受贈者との年齢等の制約があり、暦年課税制度との均衡が保たれなくなり、中立性が損なわれているという問題点がある



相続・贈与の一体化課税の検討



- ① 暦年贈与課税制度をなくす
- ② 暦年贈与課税制度による贈与の相続財産に加算する期間の延長
(現行3年→10年とか)

対策

令和3年中に贈与を活用する

延長されれば施行時期

令和4年中??

ご清聴ありがとうございました。